

道路・水路等の境界確認申請にあたっての注意事項

境界確認は、申請地(民有地)と道路や水路などの町有地との境界について、相互に意思の確認を行うものです。

立会いによって確定した境界は、その内容を将来にわたって明確にしておかなければならぬため、測量した境界点に境界標(杭等)を設置し、その記録として図面を作成する必要があります。

そのため、境界確認の申請にあたっては、測量技能と資格を有する土地家屋調査士または測量士に依頼してください。

なお、測量や境界標の設置等、申請にかかる費用は申請者の負担となります。

1 境界確認を申請する方

申請地の所有権を有している方

なお、未成年者や成年後見人については法定代理人が行い、被保佐人については保佐人の同意を得て行うこと。

また、共有者や相続人など所有権者が複数人存在する場合は、委任を受けた代表者が申請することができます。

2 申請書類

境界確認申請書に、次の書類を添付してください。(各1部)

(1)案内図

申請地が判るように図示する。

(2)公図の写し

不動産登記法第14条に規定する地図又は地図に準ずる図面の内容を法務局が証明したもの。

(3)関係土地所有者一覧表

登記簿謄本を基に申請地および隣接地等の所有者の住所、氏名を記載する。

(4)委任状(必要な場合)

(5)その他参考資料

現地実測図、法務局備え付けの地積測量図、旧公図等、境界を確認するうえで参考となる資料。

3 境界確認立会い

(1)立会い日程の調整

関係土地の所有者への立会い依頼は、申請者が行ってください。

(2)関係土地について

申請地とその土地に隣接する土地およびそれらの土地の対側地
道路や水路の境界を確認する際は、幅員についても確認を行います。そのため、申請地との境界を確認すると対側地の境界も必然的に決まってしまうことから、将来の紛争を防止するため、対側地についても合わせて境界を確認しています。なお、現地の状況等の詳細は、建設課窓口へご確認ください。

4 成果図について

境界確認後、協議が成立したときは、申請人(代理人)から町へ境界確定の成果図(境界点の測量図)を提出していただきます。

記載事項

- ①図面名(境界確定成果図等)
 - ②縮尺
 - ③申請地地番
 - ④成果図の作成日
 - ⑤作成者(土地家屋調査士・氏名)
 - ⑥座標一覧表(境界標識の種類を記載)
 - ⑦方位
 - ⑧基準点

成果図例

- ・決定区間は実線とし、未確定区間は破線とします。
 - ・点間距離、たすきおよび垂線を記載してください。
 - ・寸法についてはミリメートルの位まで記載してください。

境界確認は時間を要するため、申請にあたり期間に余裕をもって手続きしてください。

○問合せ先 小川町役場建設課 庶務担当
0493-72-1221(内線262、263)